

高圧ガス保安法規集 液化石油ガス分冊 第8次改訂版 (平成20年1月18日発行)

**追補**

次のように改正されましたので該当箇所についてご訂正下さい。  
(改正箇所は傍線等で示しました。)

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令……(2)

改正 平成二十年十二月二十五日 政令第三百九十八号

○容器保安規則……(3)

改正 平成二十年十二月一日 省令第八十二号

省令第八十二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

○高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則……(4)

改正 平成二十年十二月一日 省令第八十二号

省令第八十二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

地方公共団体の手数料の標準に関する政令

(一四一頁 改正)

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇四十五 四十六〇五十一	(略)	(略)
五十二 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十二号)第十八条第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九条の規定に基づく販売主たる者免状の交付及び同法第三十一条第二項の規定に基づく販売主たる者試験の実施に関する事務	5 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施	イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、八千五百円) ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千四百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七千九百円) ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千五百円) ニ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合

五十三〇五十七 五十八〇百八	(略)	(略)	6 高圧ガス保安法第三十一条第二項の規定に基づく販売主たる者試験の実施 イ 第一種販売主たる者免状に係る販売主たる者試験 七千六百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七千円) ロ 第二種販売主たる者免状に係る販売主たる者試験 六千円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、五千五百円)
-------------------	-----	-----	---

(一四四頁 平成一八年一月二五政令第四号の附則の次に追加)

附則〔平成二〇年二月二五政令第三九八号〕抄  
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。(以下略)

## 容器保安規則

(三二二頁 改正)

(登録の申請)

第四十一条 (略)

2 法第四十九条の五第三項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二 四 (略)

3 5 (略)

(三二四頁 平成一七年三月三〇日省令第三九号の附則の次に追加)

附則 (平成二〇年二月一日 省令第八二号)\*

\*省令第八二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造  
保安責任者試験等に関する規則

(三五〇頁 改正)

(指定講習機関の指定の申請)

第十二条 (略)

一〇三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二及び三 (略)

四 次の事項を記載した書類

イ 役員の氏名及び略歴並びに「一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称

ロ〇二 (略)

(三五三頁 平成一七年三月二九日省令第三五号の附則の次に追加)

附則 (平成二〇年二月一日 省令第八二号)\*

省令第八二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日  
(平成二十年十二月一日) から施行する。